各位

不動産投信発行者名 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス不動産投資法人

代表者名 執行役員 市川 洋

(コード番号 8954)

問合せ先

オリックス・アセットマネジメント株式会社 執行役員 齊藤 裕久 電話 03-3435-3443

【訂正】資産運用委託契約等の変更に関するお知らせ

平成 17 年 1 月 13 日付けにて発表致しました「資産運用委託契約等の変更に関するお知らせ」の一部に誤りがございましたので以下の通り訂正致します。

記

1. 訂正

今回訂正対象は「2.変更の内容(抜粋)」中、「関連会社取引規定第 2 条(取引準則)」の「変更後の条文」で、内容は以下の通りです。

| 変更後の条文 | 正 | 誤 |
|--------|----------------------|--------------------------|
| 関係会社取引 | 不動産関係資産を取得しようとする場合 | 不動産関係資産を取得しようとする |
| 規程第2条 | で、その取得にかかる契約を締結する時 | 場合で、その取得にかかる契約を締 |
| (取引準則) | において当該不動産関係資産に係る土 | <u>結する時において竣工していないた</u> |
| | 地上の建物が竣工していないため、当 | <u>め鑑定価格を取得することができな</u> |
| | 該不動産関係資産の鑑定価格を取得 | いときは、まず、関係会社等から独 |
| | することができないときは、まず、関係会 | 立した不動産鑑定業者の作成する |
| | 社等から独立した不動産鑑定業者の作 | 調査報告書(価額の算出の基準な |
| | 成する調査報告書(価額の算出の基準 | <u>いし根拠その他の主要な事項にお</u> |
| | ないし根拠その他の主要な事項におい | いて、不動産鑑定評価書に準じた |
| | て、不動産鑑定評価書に準じた方法に | <u>方法により作成されたものをいう。)</u> |
| | より作成されたものをいう。)に基づく価 | にもとづく価額 (以下「調査価額」と |
| | 額(以下「調査価額」という。)を取得し、 | いう。)を取得し、さらに他の独立し |
| | さらに他の独立した不動産鑑定業者そ | た不動産鑑定業者その他の有識者 |
| | の他の有識者ないし専門家から、当該 | あるいは専門家から、当該調査報 |
| | 調査報告書の内容の妥当性について | 告書の内容の妥当性について意見 |
| | 意見を聴取したうえで、当該調査価額を | を聴取したうえで、当該調査価額を |
| | 基準として取引価格を決定する。」 | 基準として取引価格を決定する。 |

なお、訂正後の全容を次ページ以降に添付致します。

以上

本日資料の配布先:兜クラブ、国土交通省建設専門紙記者会

2. 変更の内容(抜粋)

現行の契約等の一部を、次のとおり変更いたしました。

(下線は変更部分を示す)

現行の条文

変更後の条文

関係会社取引規程

第2条(取引準則)

運用会社は、関係会社等取引等を行い又は 行おうとするに際しては、以下の各号を遵守 しなければならない。

~ (省略)

不動産関係資産の取得後においては、当該不動産関係資産にかかる不動産管理業務又は建物管理業務の新たな発注先の候補として関係会社等を対象とする際には、関係会社等に該当しない複数の外部業者を含めた見積りの比較、競争入札その他適当な方法により、取引等の発注態様、取引等の条件、取引等の態様その他関連する要因について検討を行った上、この検討の結果に応じて委託先を決定する。

関係会社取引規程 第2条(取引準則) (現行どおり)

(省略 - 現行どおり)

不動産関係資産を取得しようとする場 合で、その取得にかかる契約を締結する 時において当該不動産関係資産に係る土 地上の建物が竣工していないため、当該 不動産関係資産の鑑定価格を取得するこ とができないときは、まず、関係会社等 から独立した不動産鑑定業者の作成する 調査報告書(価額の算出の基準ないし根 拠その他の主要な事項において、不動産 鑑定評価書に準じた方法により作成され たものをいう。) に基づく価額(以下「調 <u> 査価額」という。) を取得し、さらに他の</u> 独立した不動産鑑定業者その他の有識者 ないし専門家から、当該調査報告書の内 容の妥当性について意見を聴取したうえ で、当該調査価額を基準として取引価格 <u>を決定する。</u>

以上

今回訂正箇所